

## 千葉市協働事業提案制度実施要綱

### (目的)

第1条 協働事業提案制度は、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行う町内自治会、ボランティア団体、NPO法人等の団体（以下「市民活動団体」という。）及び企業、公益法人、学校法人、業界団体等の団体（以下「企業等」という。）からの提案を受けて、千葉市と協働で事業を行うことにより、多様な主体と千葉市との連携・協働を推進し、もって、市民サービスの質の向上、行政課題の効果的・効率的な解決を図ることを目的とする。

### (募集する提案の種別)

第2条 募集する提案の種別は以下のとおりとする。

(1) 市民発意型提案

市民活動団体及び企業等が行う社会貢献活動と市の事業をマッチングさせることで、より良い市民サービスの提供につながる事業提案

(2) 行政発意型提案

千葉市が設定する行政課題に提案団体と市が協働で取り組むことで、効果的・効率的な課題解決につながる事業提案

2 前項各号に規定する提案は、原則、市の財政措置を伴わないものとする。

### (募集する提案の要件)

第3条 前条第1項各号に規定する提案は、次のいずれにも該当しないことを要件とする。

(1) 営利を目的とした事業

(2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(6) 施設等の建設及び整備を目的とする事業

(7) 事業実施を伴わない調査・研究事業（政策立案のための調査、学術的な研究事業等）

(8) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント

(9) 国、地方公共団体、その他の団体から助成もしくは委託を受けている事業

(10) 公序良俗に反する事業

### (提案者の要件)

第4条 第2条第1項各号に規定する提案をすることができるのは、市内に事務所又は活動場所を有する市民活動団体で第1号から第11号までの要件を全て満たすもの及び市内に事務所を有する企業等で第4号から第12号までの要件を全て満たすものとする。

(1) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、会員名簿を備えていること。

(2) 予算・決算を適正に行っていること。

(3) 団体の責任者及び事業責任者が特定できること。

(4) 5人以上の会員で組織されていること。

(5) 原則として、1年以上継続して活動していること。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。

(8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
- (10) 市から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (11) 最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中でないこと。

#### （事前協議）

第5条 第2条第1項各号に規定する提案をしようとする者は、市との相互理解を促進するとともに提案内容を本制度の趣旨に沿ったより良いものとするため、次条に規定する事業提案書等を提出する前に、市との間で協議を行うものとする。

- 2 前項の規定による協議をしようとする者は、協働事業提案事前協議申込書（様式第1号）及び団体概要書（様式第4号）を、市長に提出するものとする。

#### （提案書の提出）

第6条 第2条第1項各号に規定する提案をしようとする者は、前条の事前協議の実施後、協働事業提案書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、随時市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 団体概要書（様式第4号）
- (3) 団体目的等についての確認書（様式第5号）
- (4) 団体の定款、規約、会則等
- (5) 役員、会員名簿
- (6) 前年度活動報告書
- (7) 前年度活動計算書
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める資料

#### （提案内容の修正）

第7条 市長は、法令及び例規の規定やその他の状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、提案者との協議に基づき、提案内容を修正することができる。

#### （実施事業の決定）

第8条 市長は、第7条の規定により協議した結果、協働事業として実施することが適当と認める提案を実施事業として決定する。

- 2 市長は、前項の決定にあたり、必要な条件を付することができる。

#### （役割分担等の協議及び協定の締結）

第9条 市長は、前条の規定により決定した事業を実施するにあたり、提案団体（以下、「事業実施団体」という。）と具体的な役割分担や基本的事項、個人情報保護の遵守及び成果品の帰属等について協議を行うものとする。

- 2 市長及び事業実施団体（事業実施団体が法人格を有しない場合はその代表者）は、前項の協議を踏まえた協定を締結することができる。

#### （変更等）

第10条 事業実施団体は、事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 事業実施団体は、事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき、又は事業の遂行が困難となっ

たときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体に事業に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は事業の実施状況を調査し若しくは検査することができる。

(結果報告)

第12条 事業実施団体は、事業が完了したときは、速やかに事業結果報告書（様式第6号）その他必要な書類を市長に提出するものとする。

(協働事業の公表)

第13条 市長は、第8条の規定により決定した提案について、事業の名称、概要及び提案団体の名称等について、公表するものとする。

2 市長は、前項の規定に加え、本制度に基づき実施した協働事業の取組内容、実績、効果及び評価等を公表するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(あて先) 千葉市長

### 協働事業提案事前協議申込書

次のとおり事前協議を申込みします。

団体名	
-----	--

提案区分	1. 市民発意型提案      2. 行政発意型提案
事業名(※)	
提案事業の概要	
事業見込額	

(※) 事業名の欄には、市民発意型提案の場合は提案事業の名称を、行政発意型提案の場合は市が設定した課題名を記入してください。

(あて先) 千葉市長

### 協働事業提案書

次のとおり ( 市民発意型提案 ・ 行政発意型提案 ) をします。

団体名	
-----	--

事業名(※)	
提案事業 の概要	

(※) 事業名の欄には、市民発意型提案の場合は提案事業の名称を、行政発意型提案の場合は市が設定した課題名を記入してください。

## 事業計画書

(記入欄の大きさは変更自由です。できるだけわかりやすく具体的に記述してください。)

提案団体名	
事業の目的	
事業の内容	
事業見込額	
事業の目標・効果	

協働の必要性 及び効果																			
事業の中での 役割・責任分担	<p>&lt;提案団体が果たそうとする役割&gt;</p> <p>&lt;市に期待する役割&gt;</p>																		
事業の 実施体制	<p>&lt;役割一覧&gt;</p> <table border="1" data-bbox="387 1055 1398 1379"> <thead> <tr> <th data-bbox="387 1055 619 1111">氏名</th> <th data-bbox="619 1055 906 1111">団体における役職等</th> <th data-bbox="906 1055 1398 1111">この事業における役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 1111 619 1167"></td> <td data-bbox="619 1111 906 1167"></td> <td data-bbox="906 1111 1398 1167"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1167 619 1223"></td> <td data-bbox="619 1167 906 1223"></td> <td data-bbox="906 1167 1398 1223"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1223 619 1279"></td> <td data-bbox="619 1223 906 1279"></td> <td data-bbox="906 1223 1398 1279"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1279 619 1335"></td> <td data-bbox="619 1279 906 1335"></td> <td data-bbox="906 1279 1398 1335"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1335 619 1379"></td> <td data-bbox="619 1335 906 1379"></td> <td data-bbox="906 1335 1398 1379"></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;事業の実施体制&gt;</p> <p>&lt;他団体等との連携&gt;</p>	氏名	団体における役職等	この事業における役割															
氏名	団体における役職等	この事業における役割																	

<p>事業 スケジュール</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 174 549 248">月</th> <th data-bbox="549 174 1425 248">事業実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 248 549 555"> <p>第一 四半期  4月～ 6月</p> </td> <td data-bbox="549 248 1425 555"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 555 549 862"> <p>第二 四半期  7月～ 9月</p> </td> <td data-bbox="549 555 1425 862"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 862 549 1169"> <p>第三 四半期  10月 ～ 12月</p> </td> <td data-bbox="549 862 1425 1169"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1169 549 1476"> <p>第四 四半期  1月～ 3月</p> </td> <td data-bbox="549 1169 1425 1476"></td> </tr> </tbody> </table>	月	事業実施内容	<p>第一 四半期  4月～ 6月</p>		<p>第二 四半期  7月～ 9月</p>		<p>第三 四半期  10月 ～ 12月</p>		<p>第四 四半期  1月～ 3月</p>	
月	事業実施内容										
<p>第一 四半期  4月～ 6月</p>											
<p>第二 四半期  7月～ 9月</p>											
<p>第三 四半期  10月 ～ 12月</p>											
<p>第四 四半期  1月～ 3月</p>											
<p>今後の 事業展開</p>											

## 団体概要書

団体名	(ふりがな)		
所在地	〒		
代表者氏名	(ふりがな)		
連絡者氏名	(ふりがな) 住所 電話 ( ) FAX ( ) e-mail		
業種	※日本標準産業分類における業種をご記入ください。		
設立年月	年 月		
従業員数	名	会員数 (構成員数)	個人会員： 名 団体会員： 名 賛助会員： 名
主な活動地域	千葉市 ( 中央 ・ 花見川 ・ 稲毛 ・ 若葉 ・ 緑 ・ 美浜 ) 区		
広報関係の有無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無 (ホームページ) 有 (URL ) / 無		
団体の目的			
活動内容 (事業内容及び CSRの取組状況)			
これまでに助成 金や委託を受け た実績			
予算額	昨年度： 円、今年度： 円		

## 団体目的等についての確認書

(あて先) 千葉市長

年 月 日

団 体 名

代表者名

印 (※)

(※) 代表者本人による署名の場合には押印は必要ありません。

当団体は、下記の全ての事項に該当することを誓約します。この確認書の内容と異なる実態があった場合は協定を見直します。

### 記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと
- 3 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 4 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 5 最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと

(あて先) 千葉市長

団体名	
所在地	〒
代表者 職・氏名	

### 事業結果報告書

次のとおり（ 市民発意型提案 ・ 行政発意型提案 ） 協働事業の結果を報告します。

事業名	
-----	--

#### 事業の実施結果

事業の実施状況、事業費及び事業の成果	(実施の状況)
	(事業費)
	(事業の成果)
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日